

◆ 学校の管理下となる範囲

学校の管理下となる場合	例
1. 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含みます。）	<ul style="list-style-type: none"> 各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中 特別活動中（児童・生徒・学生会活動、学級活動、ホームルーム、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）
2. 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	<ul style="list-style-type: none"> 部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
3. 休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	<ul style="list-style-type: none"> 始業前、業間休み、昼休み、放課後
4. 通常の経路及び方法により通学する場合（保育所等への登園・降園を含みます。）	<ul style="list-style-type: none"> 登校（登園）中、下校（降園）中
5. 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舍との間の合理的な経路、方法による往復中	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など
6. 学校の寄宿舍にあるとき	

※ 学校の管理下の範囲の詳細については、

[「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程」](#)に定めています